

飲料用自動販売機から「緑の募金」 にご協力をお願いします。



ミネラルウォーターやジュースなどの飲料は、森林から供給されたきれいな水で作られています。

森林には水や空気をきれいにし、CO₂を吸収し、地球温暖化を防止する働きがあります。

近年、飲料メーカーでは、森林に対し、少しでも恩返しをしたいとの思いから、自動販売機の収益金の一部を「緑の募金」に寄附する取組を始めています。


この取組の推進につきましては、飲料メーカーはもちろんですが、自動販売機の設置者(設置する施設の所有者もしくは管理者)のご理解とご協力が欠かせません。


緑の募金活動は、SDGsへの貢献にもつながります。


地球温暖化防止を防ぎ、次世代へ豊かな森林をつなぐため、皆様のあたたかいご理解とご協力をお願いいたします。

自動販売機から「緑の募金」の仕組みについては、以下のとおりです。



 新規設置の自動販売機が対象です

 公共施設等への設置にもご協力をお願いいたします

 期間が限られた工事現場等の仮設事務所などへの設置も可能です(但し6ヶ月以上)

【 具体的な内容 】

「緑の募金対応の自動販売機の設置に協力しても良い」というご連絡をいただくと、公益財団法人かごしまみどりの基金から、この制度に協力していただいている飲料メーカーに連絡します。

●現在御対応いただいている飲料メーカー（敬称略）

（ダイドードリンコ、FV ジャパン、コカ・コーラボトラーズジャパン、ワールドサンフーズ、東洋ベンディング、高原ミネラル、伊藤園）

後日、飲料メーカーの者がお伺いして詳しい説明を行ったのち、設置についてのご了解をいただいたうえで、設置者と飲料会社とで設置の契約をします。

1. 自販機の設置や電気工事の費用、飲料の補充、売上回収、空き缶等回収などの作業は、飲料会社の負担で行います。
2. 自販機設置者（オーナー）様には、設置場所の提供と電気代の負担をお願いすることになりますが、毎月、売上に応じた販売手数料が支払われます。
3. 自販機には、売上の一部を「緑の募金」に寄附する旨の表示がされます。設置者（オーナー）様の社会貢献姿勢が表示されることになります。飲料を購入された全ての方々が、緑の募金に協力したことになります。
4. 毎月、飲料会社から、売上の約2%が、公益財団法人かごしまみどりの基金へ「緑の募金」として、振り込まれます。
5. 公益財団法人かごしまみどりの基金は、ご寄附いただきました「緑の募金」を豊かな森林づくりや公共施設の緑化活動、次世代を担う青少年の育成などに大切に活用させていただきます。



【お問合せ先】（公財）かごしまみどりの基金

TEL 099-225-1426 / FAX 099-225-1511

e-mail bokin@k-green.jp